

祈りのルール 第1回

□ イントロダクション

私たちは、4月と5月に4回にわたり、祈りに関する条件を学びました。

その学びは、大きく二つに分けて、「祈り手に関する条件」と「祈り方に関する条件」でした。

第一の「祈り手に関する条件」とは、祈り手としての私たち信者に求められる条件です。

まず、誠実に祈ることなど13の前提条件。

そして次に、祈りが答えられるための重要な4つの条件を見ました。罪を言い表すこと、目を覚ましていること、信仰をもって祈ること、そして神のみこころに一致していることの4つでした。

第二の「祈り方に関する条件」とは、祈りを受け取る側である神と私たちの関係に関する条件です。

ここでは、まず祈り方の原則を学びました。祈りは父なる神に向けて祈り、御子を通して祈り、そして聖霊によって祈る、これが原則です。

そして、父なる神の役割、御子の役割、聖霊の役割について学びました。

今月からは、祈りに関する最後の2つのテーマ、「祈りのルール」と「祈りの諸問題」に取り組みます。

4月と5月に学んだ「祈りの条件」が祈りに関する理論編であるとする、今月から取り組む2つのテーマ、「祈りのルール」と「祈りの諸問題」は、実践編のようなものです。

2019年9月から取り組んできた祈りに関する学びも、いよいよゴールに近づいてきました。最後の2つのテーマのうち、「祈りのルール」、今回を含めて3回にわたります。

聖書は、祈りを実践するにあたり、いくつかのルールがあることを示しています。該当の箇所をまとめてみると、10のルールを挙げることができます。

これらのルールを心に留めることは、私たちが祈りを中心とした信仰生活を進める中で、とても助けになると思います。

□ 「祈りのルール」のアウトライン・・・本日は、第1から第4まで

1. 祈りは、きちんと組み立てられること
2. 祈りは、日々規則正しく（毎日の日課）
3. 祈りは、むなしい反復を用いてはならない
4. 祈りと 夫婦関係

5. 祈りと 教会の集会
6. 祈りと 異言の賜物
7. 祈りと 家庭生活
8. 祈りに まじめに取り組む
9. 祈りと 断食
10. 祈りを禁じられた事例 についての理解

□ 「祈りのルール」

1. 祈りは、きちんと組み立てられること・・・マタイ 6：9～13 とルカ 11：2～4 では、イエスが弟子たちに祈りの構成の仕方を教えた。そこでの構成は 6 つ、これにヨハネ 16：24 での指示が加わり、7 つの区分。

キーワードは《父、御名、御国、糧、罪、試み、御子》である。

(1) 父：父なる神に祈る

- ① マタイ 6：9 「天にいます私たちの父よ」
- ② ルカ 11：2 「父よ」
- ③ 祈る先は、父なる神である。
- ④ 形式的に呼びかけるのではなく、父なる神に近づくという意識が大切。
- ⑤ 集会での公けの祈りでは、必ず最初にこの呼びかけを声にして祈る。「天におられる私たちの父なる神よ」など。

(2) 御名：神を神としてあがめる

- ① ルカ 11：2 「御名が聖なるものとされますように」
- ② 「御名」は神を指す。「聖なるものとされる」とは、この世とは別のものとして分けられるということ。よって、「御名が聖なるものとされますように」とは、【神が神としてあがめられますように】という意味である。
- ③ 信者は祈りの中で、神がどういうお方であるか、そのことが私たちとどう関係しているのか、それらを述べることで、神をあがめる。
- ④ 【補足】具体的な事例としては、使徒 4：24 「あなたは天と地と海、またそれらの中のすべてのものを造られた方です」。ここでは、父なる神を天地万物の創造主としてあがめている。

(3) 御国：神の国のプログラムについて祈る

- ① ルカ 11：2 「御国が来ますように」
- ② 神の国のプログラムについて祈るとき、現在と未来の両方がある。

- ③ 現在について言えば、霊的な神の国のために働く人々、すなわち牧師たち、宣教師たち、福音宣教活動における種々の奉仕者たちのために祈ること、また、私たちの友人や親族、近隣の人々が救われて、霊的な神の国に入ることができるように祈ること、などが含まれる。
- ④ 未来について言えば、メシアの王国の到来について祈ることである。これには、教会の携挙、イエスの再臨、イスラエル民族の救い、エルサレムの平和のために祈ることなどが含まれる。

(4) **糧**：日々の必要について祈る

- ① ルカ 11：3「私たちの日ごとの**糧**を、毎日お与えください」
- ② 食糧だけでなく、衣類や住まいなど、私たちの日常的な必要を祈り求めることが含まれる。

(5) **罪**：罪を言い表す

- ① ルカ 11：4「私たちの**罪**をお赦しください。私たちも私たちに負い目のある者をみな赦します」
- ② 気づいている罪を神の前に言い表す、すると神は気づいていない罪も含めてすべての罪を赦し、私たちをきよめてくださる（Iヨハ1：9）。
- ③ 同時に、もし私たちに負い目のある者がいるならば、私たちはその人を赦すという祈りをささげる。

(6) **試み**：霊的戦いについて祈る

- ① ルカ 11：4「私たちが**試み**にあわせないでください」
- ② この祈りは、試みを受けている信者が神に助けを求めて祈るものである。
- ③ 試練や苦難の中でもがくとき、あるいは、まわりつく罪からどうしても離れることができずに信仰の道を踏み外しているようなとき、そのことについて祈る。

(7) **御子**：「イエスの名によって」祈る

- ① ヨハネ 16：24「まことに、まことに、あなたがたに言います。**わたしの名によって**父に求めるものは何でも、父はあなたがたに与えてくださいます」
 - マタイ 6章、ルカ 11章でイエスが弟子たちに教えた時点は、まだ「イエスの名によって」祈る時が到来していなかった。
 - ヨハネ 16：24、26により、紀元 30年の五旬節の日、聖霊が降臨し、教会が誕生して以降は、イエスの名によって祈る。
- ② これも形式的に祈りの結びとして言うのではなく、4つの意味を意識して祈

ることが大切。4つの意味は、5月23日の「祈りの条件④」を参照ください。

- 御子の**権威**において祈る
- 御子の**栄光**のために祈る
- 御子の**権利**によって祈る
- **御子にある者**として祈る

- ③ 集会の公けの祈りでは、祈りの結びのことばとして、御子の名を通して祈ることを述べる。「私たちの主イエス・キリストの御名によって祈ります」など。

2. 祈りは、日々規則正しく（毎日の日課として）

(1) 詩 5:3 主よ 朝明けに 私の声を聞いてください。朝明けに 私はあなたの御前に備えをし 仰ぎ望みます

- ① この詩篇記者は、毎朝、朝明けのときに、祈ろうと歌っている。日の出の少し前に起き、祈りの準備をし、祈りに向かったのであろう。
- ② この箇所は、信者に【毎朝、朝明けの時刻の頃に祈る】ことを勧めているわけではない。聖書に記録された祈りの時間帯は様々であり、「毎朝祈りなさい」というような命令もない。
- ③ この箇所から導かれるポイントは、祈りは規則的に、ということである。
- 【補足】規則的という言葉は、必ずしも定時である必要はない。朝明けの時刻も、季節によって変わる。また、勤務時間帯が日によってシフトすることもある。生活リズムに合わせて規則的となるような祈りの時間を、毎日どこかで持つようにすればよい。

(2) 詩 55:17 夕べに 朝に また真昼に 私は嘆き うめく。すると 主は私の声を聞いてくださる。

- ① この詩篇記者は、日に一度ではなく、日に三度祈ると述べている。毎日、朝に祈り、正午に祈り、夕方に祈ろう、と歌っている。
- ② 【信者は毎日、三度祈るべきである】とか、【祈りの時間帯は、朝と正午と夕方である】というわけではない。
- ③ この箇所から導かれるポイントも、(1)と同様、祈りは規則的に、である。信者は、日々の祈りの時間を自分で規則的に定めるべきである。その時間帯をいつに設定するかは、信者一人ひとりに委ねられている。

(3) ダニエル 6:10 ダニエルは、その文書に署名されたことを知って自分の家に帰った。その屋上の部屋はエルサレムの方角に窓が開いていた。彼は以前からしていたように、日に三度ひざまずき、自分の神の前に祈って感謝をささげていた。

- ① ダニエルは、日々の祈りを規則的に行っていた。日に三度とあるが、その時

間帯がいつであったのかは記録されていない。おそらく、(2) の詩篇 55 : 17 と同様に、朝、正午、夕方と推察される。

- ② 但し、聖書には【祈りを、朝と正午と夕方の三度とせよ】という命令はない。
- ③ 私たちは、特定に時間帯に祈るように命じられているわけではないが、この箇所からも、祈りは規則的に、というルールを見ることができる。

(4) 一日の中でどの時間帯に祈りの時間を設定するか、それは信者一人ひとりに委ねられている。判断の基礎となるのは、どの時間帯が自分の霊的なコンディションにとってベストであるか、である。ある人は朝、ある人は昼食後、私（フルクテンバウム博士）も含めてある人たちは夕方である。しかし、重要なことは、時間帯ではなく、日々規則的に祈る、ということである。

3. 祈りは、むなしい反復を用いてはならない

マタイ 6 : 7 また、祈るとき、異邦人のように、同じことばをただ繰り返してはいけません。彼らは、ことば数が多いことで聞かれると思っているのです。

(1) 下線部「同じことばをただ繰り返してはいけません」→（直訳）「むなしい反復を用いてはならない」

(2) どのような祈りが「むなしい反復」になるのか、それを教えているのは、二重下線部「異邦人のように」である。

① 聖書的ユダヤ人の信仰生活と異邦人の宗教生活とでは、何が違うのか。その違いは、祈りにはっきりと現れていた。聖書的信仰においては、祈りは、その場その時に祈り手の心の中から出て来たことばである。一方、異邦人の宗教においては、祈りはあらかじめ書かれたものであり、祈り手はそれを覚えて暗唱した。

② よって、むなしい反復の祈りとは、いわゆる祈りの本に従っての祈りである。イエスはこのとき、弟子たちにそのような祈りはするなと教えた。当時のユダヤ教は、聖書そのものから離れて、異邦人の宗教と同じように、あらかじめ書かれた祈りを用いるようになっていた。そこでは、すべての祈りは、覚えて暗唱するか、祈りの本を読むかであった。イエスはそのような祈りを指して、「むなしい反復」と言ったのである。

(3) 「むなしい」というのは、空っぽという意味である。

① あらかじめ書かれた祈りの文は、どれほど立派な正しいことばであっても、それは誰か別の人が書いたことばであり、私たち自身の心の中から出て来たことばではない。それをただ記憶して暗唱したり、それを讀んだりしても、

それは祈り手自身のことばではなく、祈り手本人の感情ではない。そのような祈りは、実体のない、空っぽなものである。

- ② したがって、私たちが祈るとき、私たちは祈りの本などによらず、自分のことばで、自分の言い方で、自分の一句、自分の一文をもって、神に向かって話すことが大切である。
- ③ 自分のことばで祈るかぎり、同じ内容の祈りを何度もすることは、全く問題ない。それはむなしい反復ではないからである。むしろ、根気強く祈り続けることが勧められる（ルカ 11：8、18：1）。イエスご自身もゲツセマネの園での祈りでは、同じ内容を3度、祈り求めた（マタイ 26：44）。

(4) 結論：マタイ 6：7 が禁じる祈りは、あらかじめ書かれた祈りをただ暗唱する、あるいは読むといった祈りである。

4. 祈りと 夫婦関係

I コリ 7：4～5 妻は自分のからだについて権利を持つてはおらず、それは夫のものです。同じように、夫も自分のからだについて権利を持つてはおらず、それは妻のものです。互いに相手を拒んではいけません。ただし、祈りに専心するために合意の上でしばらく離れていて、再び一緒になるというのならかまいません。これは、あなたがたの自制力の無さに乗じて、サタンがあなたがたを誘惑しないようにするためです。

(1) この箇所は、夫婦関係についての原則について教えている。

- ① 妻も夫も、自分のからだはそれぞれ相手のものであることをわきまえること
- ② 性的関係において互いに相手を拒んではならないこと
- ③ 例外は、祈りに専心する場合

(2) 祈りに専心する場合の条件

- ① しばらく・・・原文では「ひとつの季節」、1シーズンとある。半年、1年ではなく、長くとも3か月程度が想定されている。さもないと、自制力の無さに乗じてサタンの誘惑を受けるおそれがある。
- ② しばらく離れていて、再び一緒になる・・・別居とか離婚の問題とは関係ない。祈りに専心するためである。
- ③ 合意の上で・・・祈りに専心したいと片方が願っても、相手が合意しなければ、実行してはならない。夫は家長であるが、このケースについては決定権を持っていない。夫が祈りに専心したいと願うときは、妻の同意を得なければならない。